

**第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定支援業務委託
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定支援業務委託をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・内容等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の経営状況・主な活動内容
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績、実施体制等
- (2) 理解度、業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) 実施手法の妥当性
- (5) 企業としての取組
- (6) その他の追加提案

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 こども青少年局総務課長

副委員長 こども青少年局こども家庭課長

委員 こども青少年局企画調整課長

委員 こども青少年局青少年育成課長

委員 こども青少年局こどもの権利擁護課長

委員 教育委員会事務局教育政策推進課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和8年2月13日から施行する。